

IFRS 会計基準の強制適用の限界と任意適用の意義

鶯地隆継

有限責任監査法人トーマツ

要 旨

日本が 2009 年に IFRS 会計基準の適用を開始してから 10 年以上が経過し、適用企業の時価総額は JPX 日経インデックス 400 対象企業の過半を占めるに至っている。日本では、IFRS 会計基準を強制適用するのではなく、企業が日本基準と IFRS 会計基準とを完全に自由選択できる任意適用というユニークな対応が採られているが、こうした対応の意義は必ずしも明らかではない。本稿では、IFRS 会計基準の策定目的や国際的展開の経過を概括した上で、現在の適用状況を整理した。これを踏まえつつ、先行研究から得られる知見をもとに、日本における IFRS 会計基準の任意適用の意義を探った。

その結果、(1) IFRS 会計基準の強制適用は 140 を超える法域に広がっているものの、法域の GDP ベースでは過半に達していないこと、(2) IFRS 会計基準の品質を維持した上で、その首尾一貫した適用を行うことと、各法域における主な国内企業への強制的を行うことは両立の難しい課題であること、(3) 日本における任意適用についての市場関係者の認識には肯定的なものもあることを確認した。

その上で、IFRS 会計基準の品質を維持し、かつ首尾一貫した適用を実現する為には、厳格な比較可能性が求められるクロスボーダー取引を行うグローバル企業が任意で IFRS 会計基準を自由に選択し、グローバルな経営環境に適合させていくことができるという点で、任意適用を肯定的に評価することもできるとの結論に至った。日本での IFRS 会計基準の任意適用から 10 年以上が経過した現在、日本における IFRS 会計基準の任意適用の意義を正しく評価し、国際市場に対して明確なメッセージを発する必要があると考える。

学会報告時のタイトルは、「会計制度の国際移転－日本における IFRS 任意適用の意義－」であった。

I はじめに

本稿は筆者が日本銀行金融研究所（以下、金融研究所）の客員研究員であった頃の研究に基づくものであり、金融研究所の公表するディスカッションペーパー・シリーズ（2023年2月20日掲載）の拙稿「日本におけるIFRS任意適用の意義」を加筆修正したものである。また、本稿に記載した見解は個人の見解であり、個人の所属する団体の見解ではない。

2005年に国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）会計基準（以下IFRS：後述2のキーワード1を参照）が欧州連合（EU）において強制適用（後述2のキーワード3を参照）され、IFRSが実務において使用され始めてから15年超が経過した。当初は、会計処理の原則的な規範を定めた簡素な基準であったIFRSは、詳細な規則としての性格を持つ米国会計基準（以下「US-GAAP」）とのコンバージェンス（後述2のキーワード6を参照）や基準の同一化（後述2のキーワード9を参照）などの取組みを経て、相当程度複雑化している。また、個別基準の適用面においても、IFRSの国際的に首尾一貫した適用（consistent application）（後述2のキーワード11を参照）を徹底させるために、IFRS解釈指針委員会によるアジェンダ決定（後述2のキーワード12を参照）の役割が見直され、適用方法の詳細な解説が加えられるようになったことなどから、ルールブック的な側面もみてきている。

この間、日本はIFRSの任意適用（後述2のキーワード4を参照）という、国際的にはユニークな取組みを、今日まで継続している。東京証券取引所〔2022〕によれば、日本におけるIFRS適用企業の規模は拡大しており、2022年6月末現在で、適用予定も含めたIFRS適用

企業の時価総額の東証上場企業の時価総額に占める割合は、45.1%に上っている。その一方で、企業数でみると、IFRS適用企業数（264社）の東証上場企業数（3,770社）に占める比率は、7%に留まっているほか、業種毎のばらつきもみられる。IFRSを適用するか否かの判断を企業に委ねた結果として、日本のIFRS適用企業は、一部の業種の大手企業に偏っており、中規模の上場企業を含めた全業種に広がっているわけではない。このような日本の状況について、資本市場にIFRS適用企業と日本基準適用企業が混在していることから、国内の制度基盤としての会計基準が比較可能性など重要な役割を果たしていないようにもみえる。一方で、企業が自らの経営戦略としてIFRSを活用することによって、より効率的な経営管理が可能となっているとも考えられる。このように、IFRSの任意適用は二面性のある制度であり、それがどのような意義を持つものかは必ずしも明らかになっていない。

一方で、当初比較的簡素な原則主義の会計基準であったIFRSは、US-GAAPとのコンバージェンスや、世界の経済活動自体が複雑化していることなどを反映して、詳細な基準が増え、世界の全ての法域での一貫した適用を維持することの負担が増えている。そこで本稿では、こうした問題意識のもとで、日本によるIFRSの任意適用がどのような意義をもたらしているか、先行研究から得られる示唆を探るとともに、会計情報の作成や会計基準の開発に携わった筆者の経験を踏まえて若干の考察を加える。本稿の構成は、以下のとおりである。まず、2節では、IFRSの国際的展開に関して一般的に使用されている用語のうちのいくつかを、この論文において限定的な意味を持つキーワードとして定義する。3節では、現在の世界および日本におけるIFRSの適用状況について事実確

認を行う。その後、4 節では、IFRS 任意適用の評価として IFRS 任意適用がもたらす経済的帰結と市場関係者の評価を試みる。その上で、5 節では、IFRS 強制適用の限界と任意適用の意義についての考察を行う。

II 本稿で使用するキーワード

IFRS の国際的展開に関して一般的に使用されているいくつかの用語について、本稿においては、以下に示すような限定的な意味を示すものとして定義する。

キーワード 1 : IFRS

本稿においては、会計基準のセットとして完成された IFRS 会計基準全体を指す。IFRS の中の特定の基準を示す場合には「個別の IFRS」という用語を用いる。なお 2021 年 11 月から、IFRS という呼称は IFRS 会計基準と IFRS サステナビリティ開示基準の 2 つの基準を含むこととなったが、本稿における IFRS という表記は、IFRS 会計基準のみを指す。

キーワード 2 : ピュア IFRS

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board: IASB) が公表した IFRS に一切の修正や解釈を加えない IFRS で、その時点で有効な IFRS と最新の解釈指針や適用指針、アジェンダ決定 (後述のキーワード 12 を参照) をすべて反映したものを指す。各法域でのエンドースメント手続 (後述のキーワード 7 を参照) により、部分的にでも個別の IFRS を修正したりや独自の解釈を適用したりする場合は、ピュア IFRS とは呼ばない。例えば、欧州で適用されている IFRS は、個別の IFRS において部分的に削除されている部分があるためピュア IFRS ではない。

キーワード 3 : IFRS の強制適用

同一の証券市場セグメントにおいて上場しているすべての企業に対して、IFRS による財務諸表の作成を当局が法的に強制すること。強制適用の対象となる IFRS は、ピュア IFRS の場合もあれば、エンドースメントされた IFRS (後述のキーワード 8 を参照) の場合もある。

キーワード 4 : IFRS の任意適用

法域内で強制されていた会計基準に代えて、IFRS による財務諸表を任意で作成することを当局が法的に許可し、これまで法域内で強制されていた会計基準による財務諸表の作成を免除することを指す。このことにより、同一の証券市場セグメントに IFRS を適用した企業とそれ以外の会計基準を適用した企業が併存することとなる。この免除がないまま、IFRS による財務諸表を任意で作成すること (二重作成) は、本稿では IFRS の任意適用とは呼ばない。

キーワード 5 : アドプション

法域内で強制されていた会計基準に代えて、IFRS による財務諸表を作成することを当局が法的に許可ないしは強制し、これまで法域内で強制されていた会計基準による財務諸表の作成を免除すること。アドプションという用語は強制/任意を問わず、「適用」ということを意味する。本稿では、コンバージェンス (後述のキーワード 6 を参照) との対比のためにアドプションという用語を使用する場合がある。その場合、文脈において強制を前提とした用語の使用である場合は、アドプション (強制) という表現を用い、その前提がない場合にはアドプション (強制/任意) という使い分けをする。

キーワード 6 : コンバージェンス

一般的には、2 つないしは 2 つ以上の会計基準

の内容を双方から歩み寄らせる収斂作業全般のことを意味するが、理論の整理上の都合により、本稿においては、ある法域が、その法域内で強制されている会計基準を維持したまま、その基準を一方的に IFRS に歩み寄らせる作業のことを指す。

キーワード7: エンドースメント手続

IFRS を強制適用または任意適用している法域において、基準設定主体が存在し、個別の IFRS をその法域内で利用するかどうかについて実体のある独自の審査をすることを指す。審査の結果、その個別の IFRS を利用しない、または、個別の IFRS を部分的に削除（カーブアウト）することがある。通常、エンドースメント手続がある法域においてはその法域でエンドースメントされた IFRS（後述のキーワード8を参照）のみが利用可能となる。

キーワード8: エンドースメントされた IFRS

ある法域内でのエンドースメント手続を経て、個別の IFRS を部分的に削除、修正または運用上の新たな解釈が加えられた IFRS を指す。本稿では、実体のある独自の審査を意味するエンドースメント手続を経た IFRS については、仮に全く修正がなかったとしてもエンドースメントされた IFRS と呼び、ピュア IFRS とは呼ばない。本稿では、第4節で分析するとおり、日本の現在の IFRS の任意適用においては実体を伴うエンドースメント手続は存在していないと考えるので、指定国際会計基準の適用は、ピュア IFRS の任意適用であると判断している。

キーワード9: 基準の同一化

会計基準を一言一句同一（word for word identical）にする作業を指す。IASB と米国の

財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）との間で個別の IFRS と個別の US-GAAP の間で一時試みられた。基準を部分的に採り入れるコンバージェンスと異なり、将来の解釈の相違や適用上の相違が起らないように、基準全体を完全に同一にしてしまう作業である。これを実現するためには基準を作成する審議会が共同プロジェクトを遂行し、同じテーブルで、同じスタッフペーパーに基づいて議論することが前提となる。

キーワード10: 世界統一基準⁽¹⁾

IASB と FASB による IFRS と US-GAAP の同一化をさらに継続して進め、IFRS と US-GAAP が一組の基準として完全に同一になった基準を想定している。この用語は、一般的に IFRS が作成することを目指す「高品質で理解可能、執行可能なグローバルに受け入れられた一組の会計基準（a single set of high quality, understandable and enforceable globally accepted accounting standards）」をさらに発展させ、世界中で利用されうる会計基準が世界に一つしかなく、その「世界統一基準」がすべての法域内の会計基準としても強制されることを想定する。

キーワード11: IFRS の国際的に首尾一貫した適用

IFRS を適用する世界中のすべての法域において、その法域の状況に応じて IFRS が首尾一貫して整合的に適用されることを指す。ある法域で適用された IFRS と別の法域で適用された IFRS の結果が異なることがないように注意を払うことをいう。例えば、ある法域で一般的な会計処理が、別の法域では一般的ではない場合がある。その際に、それが重要な相違（significant divergence）であれば、どちらかの処理に統一

されなければならない。

キーワード 12 : アジェンダ決定

IFRS 解釈指針委員会が、発見された IFRS 適用上の重要な相違に関して、解釈委員会で採りあげるかどうかを審議した結果を公表することを指す。従来は審議するかしないかを公表する簡素なものであったが、IFRS の国際的に首尾一貫した適用を徹底すべきとの流れから、あるべき適用方法の詳細な解説が入るようになった。IFRS の基準設定の手順を定めるデュープロセス・ハンドブックが 2020 年 8 月に改訂され、アジェンダ決定内の解説がどの程度拘束力があるについて記載された (IFRS Foundation [2020] 第 8.2–8.7 項)。本稿においては、アジェンダ決定という言葉は詳細な解説付きのものを指すものとして使用する。

III. IFRS 適用の現状

本節では、世界および日本における IFRS の適用状況を整理する。

1. 世界的な IFRS の適用状況

IFRS Foundation [2018], 並びに 2022 年にアップデートされたその詳細データ, IFRS Foundation [2022] によれば, 世界の 167 の法域のうち, EU 加盟国や旧英国連邦諸国をはじめとする 146 の法域においてすべてないしはほとんどの国内企業 に対して IFRS の適用が強制されている。日本, スイスなど 13 の法域においてすべてないしはほとんどの国内企業 に対して, 任意で IFRS を適用することが認められている。米国, 中国, インドなど 9 つの法域は国内企業 に対して自国の会計基準を使用している。このように, IFRS を強制適用している法域の数は多いが, 日本, 米国, 中国,

インドなど GDP の大きい法域や人口が多い法域が含まれていない。このため, GDP ベースでみると, 強制適用をしている法域の GDP は全体の 51% に留まる。

IFRS を強制適用している法域の中でも, 適用の程度にはばらつきがみられる。オーストラリア, ニュージーランド, カナダ, 南アフリカといった旧英国連邦諸国や韓国のほか, アフリカ諸国などの発展途上国では, ピュア IFRS が適用されている。これに対し, EU 加盟国は, IFRS のうち金融商品会計 (IAS 第 39 号) のうちの一部を削除したもの (IFRS Standards as adopted by the EU) を適用しており, ピュア IFRS を適用する法域には分類されない。

また, IFRS の任意適用を制度として導入している 13 の法域のうち, 11 の法域は, バミューダ, ケイマン諸島, パナマなどタックス・ヘブンとして知られる法域や, あるいは非常に経済規模の小さな法域である。経済規模の大きな法域で IFRS の任意適用を制度として導入している法域はスイスと日本だけである。なお, 米国については, IFRS Foundation [2022] は, 国内企業に対して自国基準 (US-GAAP) を適用している法域 (すなわち IFRS を適用していない法域) と分類している。これは, 米国 SEC は, FPI (Foreign Private Issuer: 米国外の民間企業) が米国の証券市場で資本調達を行う際に, US-GAAP のほか, ピュア IFRS の適用を認めており, その適用企業数は 500 社以上に上っているが, 米国企業に対しては IFRS の任意適用を認めていないからである。

こうした IFRS 適用の状態や過程については, いくつかの分析が存在する。閔 [2017] は, IFRS の前身である IAS の開発が始められた 1970 年代から今日に至るまでの IFRS の適用状況を分析している。閔 [2017] は, 2004 年までに全上場企業に IFRS を適用した法域は,

すべて発展途上国であるほか、2016年までに発展途上国の適用法域数は全体の71%まで及んでおり、IFRSを適用する法域数の増加においては、発展途上国の法域の伸びの占める割合が大きいことを確認している。

井上[2018]は、国際社会学におけるグローバリゼーション概念を巡る議論を援用し、「均質化」と「異質化」、「個別主義」と「普遍主義」という分析軸を用いて、各法域におけるIFRS適用の状態や過程を整理している。すなわち、グローバリゼーションの評価において、均質化は、優勢な社会・文化をトップダウンすることにより世界中の社会・文化を標準化することを指し、これは、IFRSとの統一化を目標とする世界の会計基準の均質化と捉えることができる。一方、異種化は、各国・地域の社会・文化を尊重(ボトムアップ)して社会・文化の多様化をもたらすことを指し、これを、各国・地域の国際基準の多様化と捉えることができるとしている。また、会計基準の均質化の目的が達成された場合、自国の会計基準を自国の基準設定主体が決定する権限は放棄される(IASBに移行する)のに対し、異種化においては、自国の会計基準を決定する権限は、自国の会計基準設定主体に保持され続けるとしている。

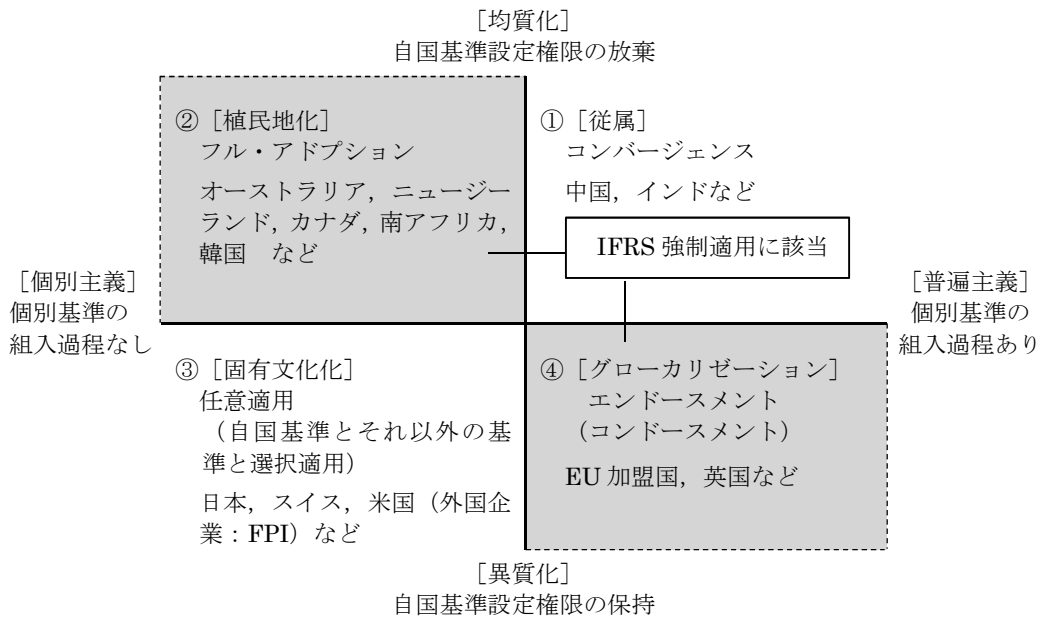
また、自分と特殊な関係にある対象と同じ諸属性を持つ他の対象との間に区分を付けない立場(普遍主義)と、区分を付ける立場(個別主義)という分析軸によれば、普遍主義の立場からは、グローバリゼーションは普遍的なシステムを目指した社会・文化の選択的組入を意味するとし、IFRSを一括ではなく個別の基準ごとに吟味して自国基準に組入れる過程や仕組みが必要と評価している。これに対し、個別主義の立場によれば、各国・地域の社会・文化は、その個性や特殊性が強調され、外部の優勢な社会・文化とは区別されるとし、IFRSの個別

基準を自国基準に段階的に受入れるのではなく、一括して受け入れるか否か、受け入れる場合には全企業を対象とするか否かなどが問題となる。

井上[2018]は、こうした分析軸をもとに、IFRS適用の状態や過程を次のように整理している。均質化と普遍主義からなる第1象限(従属)は、普遍的なシステムを目指して一方向的にIFRSの個別基準を段階的に自国基準に組入れるコンバージェンスを指す。また、均質化と個別主義の第2象限は、自国に包括的な独自の会計基準がない、あるいは低品質であることが強調され、その結果自国基準を放棄しIFRSをそのまま受容した状態を表すため、フル・アドプション(ピュアIFRSのアドプション(強制))が該当する。また、異質化と個別主義による第3象限(固有文化化)では、自国基準独自の特徴が強調され純粋化されるため、自国基準とIFRSは対立や緊張関係に置かれ、共存する状態となる。最後に、異種化と普遍主義の第4象限(グローカリゼーション)は、普遍的なシステムを志向するため、IFRSと自国基準の個別基準間で対立や緊張が生じ、場合によってはIFRSの一部個別基準を削除(カーブアウト)したもの、あるいはIFRSとは異なるものが組入れられるエンドースメントという形態となる。

井上[2018]の4象限に対し、筆者が世界的なIFRSの適用状況をあてはめたものが、図表1である。一言で、IFRSの強制適用といっても、ピュアIFRSのアドプション(フル・アドプション)を行っている法域や、エンドースメントされたIFRSのアドプションを行っている法域があり、IFRSを中心軸としつつ、その適用の状況や過程は、非常に多様なものとなっている。日本におけるIFRSの任意適用の意義を評価する際には、世界的なIFRS適用の多様性を踏まえる必要があると考えられる。

図表 1 井上 [2018] に基づく IFRS 適用状況の整理



出所：井上 [2018] の図を一部修正して使用

備考：グローカリゼーションとは、ローカルな文化とグローバルな文化とが相互に影響を及ぼし合う現象を指す。

2. 日本における IFRS の任意適用の状況

(1) 制度面からみた特徴

日本においては、2009年12月に、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の改正、金融庁告示第69号「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」を根拠として、IFRSの任意適用が2010年3月期から認められている。任意適用に用いるIFRSは「指定国際会計基準」として金融庁長官によって指定されるが、「一部の基準を修正する手続を念頭に置いたものにはなっておらず、実態的にはピュアIFRSのアドプション(任意)となっている」(金融庁[2013, 5頁])。この結果、日本においては、日本基準、IFRS(ピュアIFRS)、US-GAAP²⁾、JMIS

(Japan's Modified International Standards: 修正国際基準)の4つの会計基準を選択可能な状態となっている。尚、日本においてはIFRSの日本語訳は存在しているが、制度上IFRSの日本語訳についての言及はないのでIFRSの原文が正式な基準であると理解されている。このため、翻訳による解釈の相違が生じる余地はなく、完全なピュアIFRSの適用が実現していると言える。

(2) IFRS 任意適用企業数および産業別の特徴

東京証券取引所[2022]によれば、日本におけるIFRS任意適用企業数は増加しており、2022年6月末現在で、適用予定も含めたIFRS任意適用企業の時価総額は316兆円に達し、東証上場企業の時価総額700兆円に対する割合

は45.1%となっている。これを資本の効率的活用や株主を意識した経営など、グローバルな投資基準に求められる諸要件を満たし、投資家にとって魅力の高い会社とされるJPX日経インデックス400(以下、JPX400)の対象銘柄399社に絞って計算すると、時価総額528兆円に対して、IFRS任意適用企業の時価総額は286兆円であるため、その割合は53.7%と過半である。さらに、IFRS適用を検討している企業が48社あり、それも含めた同じ比率は、68.7%にのぼる。

他方、IFRS任意適用企業の時価総額の東証上場企業の時価総額に対しての割合は45.1%に上ってはいるものの、これを会社数ベースでみれば、約7%程度に留まっているという事実には留意が必要である。さらにIFRS適用状況の市場区別の時価増額比率を見ると、プライム市場では46.9%に上っているが、スタンダード市場では2.4%に留まっている。ちなみにグロース市場では9.1%となっている。このことは任意適用を行っている企業が大企業や成長産業に偏っており、広く日本企業全般に浸透している訳ではないことを示している。

また、IFRS任意適用状況を産業別にみると、産業別のばらつきが顕著であり、情報・通信業、サービス業、電気機器、医薬品、輸送用機器、機械といった業種で任意適用の比率が高くなっている一方で、IFRS任意適用企業が存在しない業種や、IFRS任意適用企業が限られている業種が存在する⁽³⁾。なお、このような業種と、財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則(以下「財務諸表等規則」)の別記に掲げられている事業会社(以下「別記事業会社」⁽⁴⁾)との関連性は高い。その理由は、別記事業会社においては、その属する産業の監督官庁が定める会計規則に従うことが義務付けられているからと考えられる。

IV. IFRSの任意適用の評価

本節では、IFRSの任意適用がもたらす経済的帰結や、制度選択の理論的分析に関する先行研究から得られる知見をもとにIFRSの任意適用の評価について整理する。

1. IFRSの任意適用がもたらす経済的帰結

IFRSの適用がもたらす経済的帰結に関する先行研究は、海外では多くみられるものの、日本においてはIFRS適用企業の絶対数が少ないこともあって、相対的には少ない。ここでは、アンケート調査などを含めて近年の日本における関連する先行研究をレビューする。また、会計基準以外の各種制度や社会慣習等が異なることから一概に比較することはできない点に留意しつつ、海外の先行研究についても取り上げる。これらの先行研究を踏まえ、日本におけるIFRSの任意適用についてどのような評価が可能なのかを考察する。

(1) 日本での先行研究からの示唆

日本におけるIFRSの任意適用について、その効果や影響について実証的に分析した研究をみると、分析対象とするサンプルや期間、手法の違いなどを映じて、区々な結果が報告されている。

まず、小津[2017]は、日本国内の上場企業におけるIFRS適用に関する事前エフェクト分析という大規模なアンケート調査に基づいた分析を行っている。東京合意直後の2008年と、IFRSの強制適用が実質的に白紙に戻された2013年の2回にわたって行われ、その違いを分析している。例えば、2008年の調査では、IFRS適用に際して生じる資金調達能力とIFRS適用に対する態度との関連性がなかったのに

対し、2013年の調査では、資金調達能力の改善度合いなどがIFRS適用への積極的な態度に強く関連していること指摘し、こうした点から、IFRSの任意適用を肯定的に捉えている。

また、金融庁〔2015〕では、IFRSの任意適用を選択した企業に対して、その選択した理由

の調査結果が示されている。これによると、IFRSの任意適用を決定した理由または移行前に想定した主なメリットについて、選択式の書面調査を実施し、調査結果は図表2のとおりであった。

図表2 IFRS任意適用の理由に関する調査結果

項目	回答数
① 経営管理への寄与	29社
② 比較可能性の向上	15社
③ 海外投資家への説明の容易さ	6社
④ 業績の適切な反映	6社
⑤ 資金調達の円滑化	5社
⑥ その他	4社

実証研究においては、中野〔2020〕は、純利益と純資産簿価を合わせた価値関連性、ならびに、純利益と純資産のおおのの価値関連性の双方について調査を行っているが、IFRSの適用を契機として変化したことを示す証拠は得られなかったとしている⁶⁾。このことから、投資家への情報提供機能については、日本基準とIFRSとの間で優劣があるという評価はできない。他方、吉田〔2021〕では、2008年度の全上場企業（US-GAAPによる財務諸表を作成している企業を除く）3,887社をベースに、その期以降の2019年3月期までにIFRSを採用した上場企業135社について分析を行っている。その結果、部分的（営業キャッシュフロー）に限定されるものの、IFRSの任意適用企業では価値関連性が向上していることを確認している。

以上の先行研究をみる限り、日本における適用企業の絶対数が少ないこともあり、IFRSの任意適用の効果に関する実証的な分析は、現時点では必ずしも断定的な結論には至っていない。もっとも、こうした先行研究を踏まえると、

IFRSの任意適用は、一部では価値関連性といった会計情報として重要な機能において改善がみられるほか、資金調達能力の改善など企業にとってのメリットもあることが確認できた。また、企業はIFRSの任意適用に対して、経営管理への寄与や比較可能性の向上（特に国外の競合企業との比較可能性の向上）などを期待していることがわかった。

（2）海外の先行研究などからの示唆

日本におけるIFRSの任意適用の評価に関する研究が比較的少ないのに対して、海外では、IFRSの適用による経済的帰結に関する先行研究は多い。特にIASBが発足して10年以上経過したことなどを受け、その歴史的意義や実証的な評価を試みた研究がみられる。

IFRS導入の効果に関する実証を試みた研究をみると、例えば、Dhaliwal et al.〔2020〕は、欧州でIFRSの強制適用がみられた時期を対象として、法域内で強制されていた会計基準を使用していた2003年～2004年と、IFRSを適用

した 2006 年～2007 年を比較・検証している。その結果、法域内で強制されていた会計基準と IFRS との間で基準の内容に関する差異が大きかった国ほど、IFRS の強制適用によって、欧州における企業間の財務報告の比較可能性が大きく改善することを明らかにした。こうした前提のもと、IFRS の強制適用が、財務報告の比較可能性の改善を通じて国境を越えた情報の流れを強化し、欧州における金融市場の統合、ひいては世界的な金融統合を促進する可能性があることを示唆している。また、最近の研究では、Opere, Houque, and Zijl [2021] がある。56 件の実証研究についてメタ分析を行った結果、資本市場における流動性については、IFRS の強制適用が、任意適用と比べてより大きな影響を与えるものの、比較可能性に関しては、強制適用と任意適用との間で有意な違いはないとの結論を示している⁶⁾。

そもそも、IFRS の強制適用と一括りにしても、IFRS の国際的に首尾一貫した適用があってはじめて本来期待される財務報告が実現すると考えられる。この点、IFRS の強制適用と IFRS の国際的に首尾一貫した適用を同時に追求することは必ずしも容易ではない。全世界で IFRS の適用が進むにつれて、現地での伝統的な実務処理や、その他の法整備との整合性の観点から、IFRS の適用における摩擦がみられる。本来の IFRS の原則主義の観点からは、大きな原則に反していなければ、各法域における適用上の問題として、各法域の監査人や、証券監督当局によって適切な判断が行使され、対応するということが前提となっていた。しかし、US-GAAP との基準の同一化のプロセスを通じて、もともとルールベースであった US-GAAP に引っぱり、本来原則主義であった IFRS が複雑化し、一部ルールベース化している面がある。このため、IFRS の国際的に首尾一貫した

適用を実現しようとした際に、実務上の問題に直面する。

こうした論点に関連する研究として、Ball [2016] は、2005 年から 2015 年までの IFRS の国際的な展開について、IFRS を高品質な基準であるとの前提を置いた上で、IFRS を世界統一基準として普及させることには限界があったと指摘している。世界はここ数十年でグローバル化が大幅に進んだにもかかわらず、依然として多くの点でグローバルというよりローカルであり、それぞれの法域における現地の影響力は今後も実際の財務報告慣行に影響を及ぼし続けるとしている。その一つの結果として、不均衡な IFRS 適用 (Uneven adoption) を挙げている。そして、会計基準が有効に機能するための前提として必要となる多くの制度は各法域で異なることから、統一された会計基準は、統一された報告慣行を保証するものではないとしている。こうした指摘は、IFRS のブランド戦略とも密接に関連している。Ball [2016] は、IFRS という「1つのグローバルブランド名」であることにも着目して分析を行い、各国の適用のレベルや制度構造にかかわらず、IFRS ラベルの使用を認めることが、IFRS ブランドの希薄化、ないしは逆に、IFRS というブランドが本来の品質のばらつきを覆い隠してしまうことを懸念している⁷⁾。

このように、IFRS ブランドの維持と、IFRS の全世界の法域における主要な国内企業に対する強制適用という 2 つの命題は大きなジレンマを抱える。IFRS ブランドとその品質を維持するためには、IFRS をアドプション (強制) していると宣言するすべての法域が、IASB や IFRS-IC の決定に合意し、それを自国基準として国内の企業に対して強制し、その遵守を求めるといった仕組みがなくてはならない。一方、多くの法域では、自らの法域の企業に対して強制

力を発揮する以上は、何らかのエンドースメント手続きを経てエンドースされた IFRS を、国家として認めた基準として強制力を付与する形式を採らざるを得なくなる。その場合、当該法域の市場関係者が IASB や IFRS-IC の決定に合意できずに、国家としてその決定を承認できない場合、IFRS に対して独自の解釈や、修正を加えることを行う可能性がある。ただし、そのような基準はもはやピュア IFRS ではなく、その法域で使用される IFRS という表現になる。ただ、このようなことが頻繁に起これば、せっかく IFRS が存在しても、各国で独自の IFRS が発達し、世界中に複数の独自の IFRS が乱立することとなり、IFRS のブランドは大きく毀損する。そうなれば、世界の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらすという本来の IFRS の目的は達成できないと考えられる。

2. IFRS の任意適用に対する市場関係者の認識

IFRS の任意適用は、同じ法域の市場の中で国内基準と IFRS という 2 つ (場合によっては 2 つ以上) の会計基準を併存させることである。一般的にこのような措置は、将来の IFRS 強制適用が決定している状態で、準備の整った企業から順次先行適用することを許容する場合などに認められる制度であり、暫定的な制度と考えられている。その理由は、同じ市場で 2 つ以上の基準の適用が可能であれば、財務諸表に期待されている企業間の比較可能性が損なわれるからである。さらに、任意で基準を選べるとすると、任意のタイミングで有利な基準に切り替えることにより、時間的比較可能性を意図的に損ねることも可能である。また、規制当局や会計監査人は IFRS と自国の基準との 2 つの基準に対応しなければならず、社会的コストが増

加する。また、このことにより不正や誤謬が増加するリスクもある。さらに 3 節で見たように IFRS との適合性が高い産業分野とそうではない産業分野によって、適用状況が大きく異なり、市場の分断が起きる可能性がある。このようなことから、一般的には IFRS 任意適用は一時的なものであり、恒久的な制度として定着させるのは難しいとされている。

ただし、このような一般的な考え方は、任意適用を開始して 10 年以上経過している日本のマーケットの中で必ずしも実証されているようには思えない。この点について、日本においては、EU の同等性評価を通じて、IFRS とのコンバージェンスが継続的に進められてきたことにより、既に IFRS との相違が大きくなかったということも 1 つの要因であると考えられる。このほか、既に 1970 年代から US-GAAP の任意適用が認められているため、一部の企業が US-GAAP を適用していたという要因もあるかと考えられる。すなわち、日本の市場関係者は、日本のマーケットにおいて日本基準と US-GAAP という 2 つの基準が併存することについて既に適応できていたことも 1 つの要因と考えられる。また、産業別の分断という点においても、日本では長く別記事業会社の特例という措置があり、産業別に会計基準が異なることに対しても違和感なく適用できている。

このことは、1 つの資本市場には 1 つの会計基準しか認められないという、国際的な常識とは異なる面があることを示している。すなわち、複数の会計基準が併存することにより、市場関係者には上述したような負担が生じているはずであるが、日本において、それはあまり顕在化していない。

また日本における IFRS の任意適用は、会計制度が直面する様々な課題に対しても善処できていると考えられる。例えば、Ball [2016]

は会計制度とその他の制度との間の衝突という課題を指摘しているが、日本においては、税制をはじめとするローカルな制度との間では、単体決算において日本の会計基準を適用することで整合性を確保する一方、そうした必要のない連結決算については、グローバルに活動する企業は自らの選択として IFRS（指定国際会計基準として定められたピュア IFRS）を適用し、国内市場を主な対象とする企業は日本の会計基準を適用するという形で適切に棲み分けができています。そして現時点で任意適用を行っている企業でも、将来、企業の発展段階や業態の変化に応じて IFRS の適用に踏み切ることが可能である。

このように日本においては、IFRS の任意適用という制度が社会に受け入れられているとみられる中で、ある 1 つの会計基準をすべての日本企業に強制適用するなど、現状を大きく動かさなければならないような深刻な動機は、少なくとも現在は特段見当たらない。こうした点を踏まえると、各法域の国内市場のすべて、ないしはほとんどの企業に強制することが前提となっている IFRS 財団^⑧の戦略についてはあらためて検証を行う必要があるだろう。

V. IFRS 強制適用の限界と任意適用の意義

IFRS 財団は各法域における全てないしはほとんどの企業に対するアドプション（強制）を促進し、その首尾一貫した適用を支援している。しかしながら、この考え方には、以下の理由から限界があると考えられる。

- (1) この考え方は、井上 [2018] の分析にある、第 2 象限の均質化と個別主義を組み合わせた植民化としての発想となる。4 節 (1) で見たとおり、ピュア IFRS を無条

件に受け入れている法域は、まず発展途上国が先行し、続いてコモンウェルスなどの法域が続いたが、日本をはじめ米国、中国、インドなどでは成功していない。

- (2) 首尾一貫した適用を徹底しようとすれば、具体的な会計処理の詳細について、実質的なルール化が必要となる。しかし、詳細なルール化は、各法域に於いてすでに確立した会計慣行と衝突する可能性が増す。そのことを回避する為にエンドースメント手続きがあるが、それによって、削除修正された各国独自のエンドースされた IFRS が乱立するリスクが高まる。このような状況は、名目上だけの IFRS の適用法域は増えるが、IFRS ブランドの著しい毀損に繋がるというジレンマを含んでいる。
- (3) 国際会計基準が IAS であった時代から、その本来の目的は、グローバルに活動している企業が世界中の資本市場を活用すること（クロスボーダー取引）を支援することであった。クロスボーダー取引においては、IASB が公表した IFRS に一切の修正や解釈を加えない IFRS で、その時点で有効な IFRS と最新の解釈指針や適用指針、アジェンダ決定をすべて反映した、ピュア IFRS を各社が厳格に適用することによって、厳格な国際比較を可能にするのが理想である。しかし、すべての法域での強制適用を優先すれば、ピュア IFRS の厳格適用が犠牲となるリスクがあり、本来の目的であるクロスボーダー取引での比較可能性に影響を与える可能性がある。
- (4) エンドースされた IFRS が強制適用された法域においては、その法域でのエンドースされた IFRS を適用しなければならず、ピュア IFRS は適用されなくなる。また、IFRS を適用しない法域（米国、中国、イ

ンドなど)では、個々の企業が全くの任意でピュアIFRSを別途作成することは不可能ではないが、完全な二重作業となるので、実質的にはIFRSの適用ができなくなる。

このような理由から、強制適用のみを前提としたIFRSの国際展開には限界があり、結果的にIFRSを適用しない法域が残り、エンドースしたIFRSを適用する国(EUなど)が増える可能性もある。このことによって、企業レベルで見ると全世界的にはピュアIFRSを適用する企業数に制限をかけてしまうことになる。たとえば、時価総額の世界ランキングの上位を占めるAppleやAmazonなどの米国企業や、今後成長が見込まれる中国やインドなどの企業はピュアIFRSによる財務諸表を作成していない。

これに対して、日本ではIFRSの任意適用を実施したことにより、ピュアIFRSを適用する有力企業が増えている。このことから、日本におけるIFRS任意適用を過渡的な措置として放置せずに、その影響を公正に分析した上で、その意義を正当に評価し、国内の市場関係者に対して予測可能性を与えることが重要であると考えられる。また、国際的にも、IFRSの国際展開の1つのモデルとして、世界に発信していくことも必要であると考えられる⁹⁾。

V. おわりに

現在の世界的なIFRSの適用には、歴史的な経緯もあって、多様性があり、日本が採用している任意適用もその一つである。任意適用という制度は、井上[2018]が「植民地化」と呼ぶ、自国に包括的な独自の会計基準がない、あるいは低品質であるためにIFRSをそのまま受け入れる状態や、「グローカリゼーション」と呼ぶ、一部の個別基準を削除してもなおIFRSという

普遍的なシステムを志向する状態のいずれにも当てはまらず、グローバル(IFRS)とローカル(日本基準)を共存させるものである。これは、企業が経営管理への寄与や比較可能性の向上などを期待し、自らの判断でIFRSを自由に選択することができる制度であり、グローバルな経営環境に適合しやすい柔軟なシステムであると評価することができる。

本稿をきっかけに、会計基準の選択や適用のあり方について、更なる研究が行われることが期待される。日本という経済規模の大きい法域において、会計基準という重要な選択が企業の自由意志に委ねられたという貴重な経験が多面的に分析され、日本のみならず世界的に共有されることは、国際的な会計基準の発展のみならず、現在議論が進んでいるIFRSサステナビリティ開示基準をはじめ、グローバルな基準策定を議論する際にも有益と考えられる。

注

- (1) 手塚[2009]の表現を参考にした。
- (2) US-GAAPについては、雑則(連結財務諸表規則附則第95条から98条)において任意適用が認められている。
- (3) IFRS任意適用企業が存在しない業種としては、銀行(80社)、倉庫・運輸(37社)、パルプ・紙(24社)、海運(11社)、鉱業(6社)の5業種があるほか、IFRS任意適用企業が限られている業種としては、建設(1/154社)、不動産(3/139社)、電気・ガス(1/25社)、陸運(2/62社)、保険(1/14社)などが挙げられる。
- (4) 財務諸表等規則の別記に掲げられている事業は、建設業、鋼鉛製造・修理業、銀行・信託業、建設業保証業、証券業、保険業、民営鉄道業、水運業、道路運送固定施設業、第一種電気通信業、電気業、ガス業、中小企業等金融業、農林水産金融業、資産流動化業、投資信託委託業、投資業(投資法人の行う業務に限る)、特定金融業である。
- (5) ただし、中野[2020]は、調査対象となるのがIFRS任意適用企業であるため、サンプルの自己選択バイアスが存在していることを留意点として指摘している。

- (6) 市場流動性が影響を受けることにより、外国投資、ファンド、外国市場からの収益などに大きな影響があるとしている。
- (7) これは、IFRS 財団が IFRS を完全にアドプションをせずに IFRS への準拠を主張している事例を明らかにする必要があると考えるようになった理由でもある。
- (8) EU で IFRS が上場企業に適用されることが決まり、FASB との間では、両者の基準の統一に向けた合意ができたことから、IASB は、リゾン国の会計基準を実質的に IFRS と同じ内容にするというアプローチ（これをここでは、「調和化アプローチ」と呼ぶ）から IFRS を各国がそのまま自国基準として受け入れるアプローチ（ここでは「アドプション・アプローチ」と呼ぶ）へ戦略を転換した。すなわち、FASB とは両者の基準の内容の調整のための議論を行うが、それ以外の国々には IFRS をそのまま受け入れることを求める戦略が採用された。さらに、ノーウォーク合意の進展によって、将来米国基準が IFRS とほぼ同じ内容になれば、米国の IFRS を採用する際の障害がなくなることが期待されていた。これによって欧州と米国の資本市場で IFRS が採用される可能性が出てきたと言え、これ以降は、米国資本市場における IFRS の採用のための環境整備が IASB の活動の中心課題となった。山田 [2020] 32 ページ。
- (9) Hoogervorst [2020] では、「IFRS の任意適用という日本の方式は、米国でも採用し得る方式だと考える。将来、米国の企業に自由な選択が与えられれば、多くのアメリカの多国籍企業は、日本の企業と同じように、世界中で使用できる会計言語を選ぶだろうと確信している。今は選択肢に入っていないようだが、いつかそうなるという希望は失っていない。」と述べられている。

参考文献

- Ball, Ray [2016], *Research*, 46(5), 2016
- Dhaliwal, D., W. He, Y. Li, and R. Pereira [2020], “Accounting Standards Harmonization and Financial Integration”, *Contemporary Accounting Research*, 36(4), 2020, pp. 2437-2466
- Hoogervorst, Hans [2020], “IASB Chair’s virtual keynote in Japan”, 2020 年
 (<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2020/12/speech-iasb-chair-virtual-keynote-in-japan/>) (翻訳：会計・監査ジャーナル vol.33 2021 年 4 月号)
- IFRS Foundation [2018] *Use of IFRS standards around the world 2018*
 (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/around-the-world/adoption/use-of-ifrs-around-the-world-overview-sept-2018.pdf>)
- IFRS Foundation [2022] *Analysis of Use of IFRS standards around the world updated July 2022*
 (<https://www.ifrs.org/use-around-the-world/use-of-ifrs-standards-by-jurisdiction/#analysis-of-use-of-ifrs-accounting-standards-around-the-world>)
- IFRS Foundation [2020] ———, “Due Process Handbook”, 2020 年 8 月
 (<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/about-us/legal-and-governance/constitution-docs/due-process-handbook-2020.pdf>)
- 井上定子 [2018], 「IFRS 導入の多様性に関する国際社会学的考察」*産業経理 Vol78 No3*
- 金融庁 [2013], 『『国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針』の公表について』, 金融庁, 2013 年
 (<https://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html>)
- 金融庁 [2015], 「IFRS 適用レポート」, 金融庁, 2015 年
 (https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyousiryou/kaikei/20150415/01.pdf)
- 中野貴之 [2020], 「IFRS 適用の知見: 主要諸国と日本における強制適用・任意適用の分析」, 法政大学イノベーション・マネジメント研究センター, 同文館出版, 2020 年
- 小津稚加子 [2017], 「IFRS 適用のエフェクト研究」, 中央経済社, 2017 年
- 手塚正彦 [2009], 「IFRS の基本 連載第 1 回: IFRS をめぐる動き (その 1)」
 (https://abitus.biz/ifrs/rensai_vol01/)
- 東京証券取引所 [2022], 「「会計基準の選択に関する基本的な考え方」の開示内容の分析」, 2022 年 7 月 22 日
 (<https://www.jpx.co.jp/equities/improvements/ifrs/tvdivq0000056g7-att/20220722.pdf>)
- Opore, S., M. N. Houque, and T. Van Zijl [2021], “Meta-analysis of the Impact of Adoption of IFRS on Financial Reporting Comparability, Market Liquidity, and Cost of Capital”, *ABACUS*, 57(3), 2021
- 山田辰己 [2020], 「IASB の最初の 10 年の戦略と歩み」*国際会計研究学会 年報 2020 年度第 1・2 合併号*, 2020 年 8 月
- 閻肅 [2017], 「世界の IFRS 適用の状況と時期についての一考察」, 早稲田大学 産業経営研究所『*産業経営*』第 52 号, 2017 年 11 月, pp. 85-99
- 吉田和生 [2021], 「IFRS, 価値関連性と投資効率性の分析」, *Discussion Papers in Economics*, 666, 名古屋市立大学, 2021 年